

事業報告書等と経営情報等の報告が 義務付けられています。



■ 報告内容

事業報告書等：毎会計年度終了後3か月以内に届け出ていただく、法人単位の活動状況等

経営情報等：毎会計年度終了後3か月以内（外部監査の対象となる医療法人は4か月以内）にご報告いただく、病院・診療所単位での「収益及び費用」や「職員の職種別人数及びその給与総額（任意項目）」

■ 報告方法

オンライン報告を推進しています。

医療法人経営情報データベースシステム（MCDB）をご利用いただくと、

- ・ 前年度に登録した情報の自動入力
 - ・ 入力内容の自動チェック機能 など
- により、作業負担の軽減に繋がります。



■ 報告データの活用方法

医療の現状と実態を把握するための非常に重要な情報として、診療報酬改定や医療機関への補助金等の必要な施策の検討に活用しています。

報告制度の詳細や、MCDBのID発行申請方法については、
厚生労働省ホームページをご確認ください。

厚労省 医療法人 報告

検索

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000177753_00005.html



よくある質問 F A Q

Q

医療法人整理番号はどこで確認できますか？

A. 報告先となる所管の都道府県が管理していますので、自治体のホームページ等をご確認ください。

Q

事業報告書等を届け出ましたが、経営情報等も報告しなければいけないのでしょうか？

A. **必要です。**法人単位の事業報告書等に加えて、病院や診療所ごとの経営情報等も報告が義務化されています。

Q

報告期限が過ぎている場合、報告は不要となりますか？

A. **必要です。**事業報告書等及び経営情報等の報告期限が過ぎていても都道府県へご報告ください。

Q

経営情報等の報告にあたって、記載方法を示す手引き等がありますか？

A. 本リーフレットの前面下段に記載のホームページ先に『「医療法人に関する情報の調査及び分析等」の取扱い（第3版）について』を掲載していますので、そちらをご参照ください。

Q

監事監査報告書の押印は必要でしょうか？

A. **不要です。**押印等を不要とするための規定の見直しを行っています。